

# 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

## 福岡市人事委員会委員長談話（令和3年9月3日）

1 本日、本委員会は、市議会及び市長に対して、市職員の給与等についての報告及び勧告を行いました。

これは、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与決定に関する諸事情について総合的に検討を重ねた結果を踏まえて行ったものです。

2 本年の月例給については、市職員給与と民間給与の比較において、市職員給与が民間給与を134円（0.04%）上回る結果となりました。本委員会はこの結果をもとに、本年の給与改定においてとるべき措置について慎重に検討を行い、月例給については、給与較差が極めて小さいことから、本年は、較差解消のための改定を行わないことが適当であると判断いたしました。

3 期末・勤勉手当については、市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が、市職員の支給月数を下回っていたことから、民間との均衡を図るため、年間4.45月分を4.30月分に引き下げることが適当であると判断いたしました。

4 市議会及び市長に対しては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請いたしました。